

農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱

昭和40年9月10日付40農地D第1130号
最終改正 令和8年4月7日付7農振第2171号

各地方農政局長
沖縄総合事務局長 殿
北海道知事

農林水産事務次官

(趣旨)

第1 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業に関する事務の取扱いについては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「規則」という。）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第1項の特別措置適用申請書に関する省令（昭和38年農林省令第4号。以下「省令」という。）、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年農林省告示第1487号。以下「様式を定める告示」という。）及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件（平成12年農林水産省告示第453号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(工種区分)

第1の2 工種は、法第2条第1項に規定する農地及び農業用施設について、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 農地にあつては、田、畑及びわさび田
- (2) 農業用施設にあつては、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防（海岸を含む。）、道路、橋梁及び農地保全施設

(法の適用除外)

第2 法第5条第2号に規定する「維持工事とみるべきもの」とは、次の各号に掲げる工事をいう。

- (1) 石積み又は石張り等の破損を防止するためのコンクリート突込みのみの工事
 - (2) 直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み又は石張り等の差狂いの修正のみ若しくは欠脱の補充のみの工事又は間詰めのみ工事
 - (3) 隧道の巻立コンクリートの軽微なき裂の修繕のみの工事
 - (4) 木工沈床の方格材の軽微な破損の修繕のみの工事又はその少量の脱石の補充のみの工事
 - (5) 少量の捨石の補充のみの工事
 - (6) 堤防、護岸等に直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下に対する床止め、根固め又は突堤のみに係る工事。この場合において、「直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出しない場合又は露出した場合であっても堤防、護岸等の安定に支障がない程度の低下をいう。
 - (7) 堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事。この場合、水路堤防について「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行する必要がある場合をいう。
 - (8) 橋梁の高欄又は橋梁若しくは隧道の照明設備のみに係る工事
 - (9) そだ、雑石程度の井堰に係る工事
 - (10) その他前各号に掲げるものに類する工事
- 2 しゅん工認定（第20に規定するもので中間検査を含む。）等による検査又は監察等の結果、工事の出来高が不足しているもの、又は工事の施行が粗漏で施行の目的を達していないものとして指摘され、これらについて農林水産大臣が手直し又は補強工事を命じた箇所で、当該工事が未完了であることに基因して生じた災害復旧事業は、法第5条第3号に規定する「明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたもの」とする。
- 3 法第5条第4号に規定する、「はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 柵工、枠工、木工沈床又は木橋等の甚だしい腐朽により、これらの施設に生じた災害

- (2) 水門、樋門等河川に設けられた施設の操作その他管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害
 - (3) 堤防における耕作等により当該堤防に生じた災害
 - (4) 以前に生じた災害に係る復旧工事が 40 万円未満のものであること、当該災害が異常な天然現象によらないものと認められること又は当該復旧工事が維持工事と認められることを理由として国庫補助の対象とされなかった箇所につき、当該被災施設の復旧に着手する以前に生じた新たな災害で、次に掲げるものの以外のもの
 - ア 当該復旧工事に着手する時間的余裕のないときに新たに生じた災害
 - イ 当該復旧工事が完成していたとしても新たに当該箇所につき被害が生じたと明らかに想定される程度の大災害
 - (5) その他前各号に掲げるものに類する災害
- 4 法第5条第5号に規定する「災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害」とは、災害復旧事業以外の事業の着工の日からしゅん工検査（部分検査を含む。以下同じ。）の完了の日（しゅん工検査が遅れている場合においては書類、写真等によってその工事がしゅん工した事実を確認することができる日。）までの間に生じた災害をいう。
- 5 法第5条第8号に規定する「小規模な施設に係るもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 道路の路面又は側溝のみに係る工事
 - (2) 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土のたい積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が 1.2 メートル以上残されたものをいう。）のみに係る工事

（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額）

第2の2 令第9条第6号に規定する「災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額」は農林水産大臣が毎年定めるところにより算定する。

（国庫補助の対象としない災害復旧事業に係る災害の範囲）

第3 降雨、洪水、暴風等による災害のうち、次の各号の一に該当する災害の復旧は、国庫補助の対象としないものとする。

- (1) 河川の出水による災害にあつては、被災当時における被災施設の所在箇所の水位が警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の5割程度の水位）未満の場合に生じた災害。ただし、河床の低下等河状の変動により警戒水位が不適当な場合又は融雪出水のように比較的長期にわたる場合は、この限りでない。
- (2) 降雨による災害にあつては、被災の当時における最大24時間雨量が80ミリメートル未満であった場合に生じた災害。ただし、最大24時間雨量が80ミリメートル未満であっても、次のアからウまでの一に該当する場合は、この限りでない。
 - ア 連続雨量又は時間雨量が大であった場合
 - イ 上流地域の異常降雨による河川等の洪水又は増水によって発生した場合
 - ウ 火山噴火の噴出物のたい積により上流地域の状況が著しく変化した場合
- (3) 暴風による災害にあつては、最大風速が、15メートル未満であった場合に生じた災害
- (4) 干害にあつては、連続干天日数（日雨量が5ミリメートル未満の日を含む。）が20日未満であった場合に生じた災害
- (5) 火山噴火の降灰等による農地の災害のうち、その筆における降灰等の平均の厚さが、粒径1ミリメートル以下の場合にあつては2センチメートル、粒径0.25ミリメートル以下の場合にあつては5センチメートルに満たない農地に係るもの

（国庫補助の対象としない工事費）

第4 国庫補助の対象としない工事費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 令第7条の規定により提出した災害復旧事業計画書又は災害復旧事業補助計画書（農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改D第284号農林水産事務次官依命通知）第3の規定により変更されたものを含む。）の基礎となった設計の程度を超過して施行した場合における当該超過部分に相当する工事費
- (2) 工事の出来高が不足し、又は粗漏である場合における手直し又は補強に要する工事費
- (3) 国庫補助金で購入した水防用資材を応急工事に使用した場合の、当該資材の購入に要した費用
- (4) 工事発成品で、災害復旧事業に使用できるものと同じ効用をもつ材料を購入する場合に要する購入費に相当する費用

（災害報告）

第5 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において農地及び農業用施設に災害が発生したときは、直

ちにその概要を電話その他の方法をもって農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び当該都府県を管轄する地方農政局長（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。この場合において、一の災害の被害箇所及び被害金額を確認したときは、遅滞なく、被害報告書（様式第1第1号）を農村振興局長及び当該都府県を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における前項の災害による被害推定額が10億円以上又は特に必要があると認められる災害の場合にあっては、前項の報告のほか、災害の発生後1週間以内に、災害概要報告書（様式第1第2号）を農村振興局長及び当該都府県を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

（計画概要書等の提出）

第6 都道府県知事は、令第1条の4の規定により災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書を農林水産大臣に提出するときは、総括表（様式第2）をこれに添付するものとする。

- 2 令第2条第2項に規定する費用に係る工事を含む災害復旧事業について、令第1条の4の規定により災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書を提出する場合において、当該工事がしゅん工しているときは、当該工事のしゅん工を確認することができる書類をこれに添付するものとする。
- 3 既に提出した災害復旧事業計画概要書、災害復旧事業補助計画概要書又は第1項に規定する総括表の内容に変更を加える場合には、変更届を提出するものとする。

（設計単価及び歩掛りの承認）

第7 都道府県知事は、令第1条の4に規定する災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書を提出するときは、あらかじめ当該災害復旧事業の設計単価及び歩掛りについて、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

（事業費目の内容）

第8 様式を定める告示の様式中、災害復旧事業計画概要書、災害復旧事業補助計画概要書、災害復旧事業計画書、災害復旧事業補助計画書及び事業成績書（以下「災害復旧事業計画概要書等」という。）に計上する工事費の各費目の内容は、次に定めるところによる。

- （1）本工事費 事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び土地の借料並びに事業主体が負担する労務者保険料（労働者災害補償保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料等をいう。以下同じ。）とする。ただし、請負施行の場合にあっては、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等とし、その内容については、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。
 - （2）附帯工事費 事業主体が直接施行する場合においては、本工事によって必要を生じた他の施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「附帯工事」という。）に要する費用のうち、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とする。
 - （3）測量及び試験費 工事を施行するために必要な調査、測量並びに試験に要する費用とする。
 - （4）用地費及び補償費 工事の施行に必要な土地の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
 - （5）船舶及び機械器具費 工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車両（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料等を含む。）又はすえ付け、撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。
 - （6）営繕費 工事を施行するために必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又は借料とする。
 - （7）工事雑費 工事の現場事務に必要な賃金、需要費（消耗品費、印刷製本費、光熱水料等をいう。）、役務費（通信運搬費、雑役務費等をいう。）、備品購入費、委託料（登記事務及び測量等の委託費をいう。）、使用料及び賃借料（土地、建物、事務用機械器具等の借料及び損料をいう。）、並びにこの費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の共済費（社会保険料）等とする。
- 2 様式を定める告示の様式中、災害復旧事業計画概要書等に計上する事務雑費の内容は、事業の施行に必要な職員の給料、職員手当（退職手当を除く。）、賃金、旅費、需要費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水料費等をいう。）、役務費（通信運搬費、雑役務費等をいう。）、備品購入費、委託料（登記事務及び測量等の委託費をいう。）、使用料及び賃借料（土地、建物、事務用機械器具等の借料

及び損料をいう。)並びにこの費目から賃金又は給料が支弁される者に係る事業主負担の共済費(社会保険料)等とする。

第9 削除

第10 削除

(工事雑費)

第11 工事雑費は、次の各号に掲げる区分に従い、当該工事費(工事雑費を除く。)にその号に定める率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

- (1) 直接施行に係る工事費 1,000分の35
- (2) 間接施行に係る工事費 1,000分の15

第12 削除

(事務雑費)

第13 事務雑費は、当該工事の工事費の額の1,000分の15に相当する額の範囲内とする。

(農林水産大臣が特別の事情があると認める応急工事費の範囲)

第14 令第2条第2項に規定する農林水産大臣が特別の事情があると認める応急工事費の範囲は、地方公共団体、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会又は共同施行者が施行する次の各号に定める工事(次項に定めるものを除く。)に要する費用とする。この場合において、査定前に施行したもののについては、査定時において応急工事として認めるものは、写真その他の証拠書類等によって被災の状況及び工事のしゅん工並びに工事費の精算等が確認できるものに限るものとする。

- (1) 被災した農地を含む地域が湛水し、湛水面積が30ヘクタール以上、又は湛水量が30万立方メートル以上であって自然排水(当該区域に既存の排水施設がある場合は、これによる排水を含む。)を待つときは、復旧工事の施行又は農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合における排水工事及び堤防切開(埋めもどしを含む。)工事。この場合の工事は、農地に係る災害復旧事業とする。
- (2) 農業用施設が被災し、次期出水等により、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該施設被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えるおそれがあるため早急に施行しなければならない増破防止工事又は仮締切工事
- (3) かんがい排水施設が被災し、本工事の復旧を待つときは、農作物の生産に重大な支障を及ぼす場合におけるかんがい排水のための仮工事。ただし、揚水機の運転労務費を除く。
- (4) 特に重要な農道又は橋梁(有効幅員が2.5メートル以上のものに限る。)が被災し、交通上著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ、適当な回路(う回距離がおおむね2キロメートル程度)がないため早急に施行しなければならない仮道工事、仮棧道又は仮橋工事であって、次の各号の一に該当する場合において施行するもの
 - ア 農産物の生産又は搬出に重大な支障があるために施行しなければならない場合
 - イ 奥地住民の唯一の交通路であり、民生安定上必要があるため緊急に施行しなければならない場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、令第3条第1項の規定による事業費の決定前に施行した工事のうち、農林水産大臣が復旧工事の全部又は一部とすることを適当と認めるもの

2 前項の規定により除かれる工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる工事(以下「応急仮工事」という。)で、当該各号の工事に要する費用が20万円未満のもの
- (2) 応急仮工事で、これらに係る復旧工事に要する費用が40万円未満のもの

(応急工事費の取扱い)

第15 令第2条第2項に規定する農林水産大臣が特別の事情があると認める応急工事費の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第14に定める応急工事費の費目の内容は、第8の事業費目に準ずるものとする。ただし、揚水機の運転費用については、燃料費(電力料金を含む。)に限るものとする。
- (2) 令第3条第1項の規定による事業費の決定以前に施行した第14第1項各号に掲げる工事(以下「施行済応急工事」という。)の費用は、次のように算出される金額とする。
 - ア $A < B$ の場合は、 A とする。
 - イ $A > B$ の場合は、 B とする。

A……施行済応急工事のために現実に要した費用の額

B……第7の規定により農林水産大臣に協議し、その同意を得た設計単価及び歩掛りにより施行済応急工事に要する費用を算出した場合の当該算出額

- (3) 応急仮工事により、新設若しくは改修された排水工事、増破防止工事、かんがい排水施設、仮道、仮栈道若しくは仮橋が被災し、又は当該応急仮工事の施行中に手もどりを生じた場合における当該被災部分若しくは手もどり部分に係る新たな工事に要する費用は、次のアからウまでに掲げるものを除き、原則として応急工事費としない。

ア 当該工事が復旧工事の一部となるもの

イ 当該工事を施行しないときは、かんがい排水に重大な支障を及ぼすと認められるもの

ウ 当該施設に係る当該工事を早急に施行しなければならない場合で、次の(ア)から(ウ)までの1に該当するもの

(ア) 当初の応急仮工事が採択された年に発生した災害が激甚であり、かつ、当該都道府県の地域内における被災箇所が多数であるため、重要被災箇所から順次復旧していること等やむを得ない事由により復旧工事の着手又は施行が遅延している場合

(イ) 復旧工事のしゅん工までに長時間を要する場合

(ウ) 原施設が被災した年と同一年において新たに被災した場合

- 2 応急工事に使用した材料を復旧工事に使用する場合は、第1号の額が第2号の額未満の場合に限るものとし、当該材料の購入に要する費用は、応急工事に要する費用とする。

(1) 応急工事に使用した材料を復旧工事に使用できるものに要した費用並びに当該材料を復旧工事に使用するために必要な除去及び運搬に要する費用の合計額

(2) 復旧工事に新たな材料を使用する場合における当該材料に要する費用

(災害復旧工事の着手前又は施行中に災害が生じた場合の取扱い)

第16 令第3条第1項の規定によって事業費が決定された災害復旧事業に係る農地及び農業用施設の全部又は一部について、その工事の着手前又は施行中にさらに法の適用を受ける災害が生じたときは、その未着手又は未施行の工事は、新たに生じた災害による災害復旧事業に併せて一の災害復旧事業として施行するものとする。

- 2 前項の場合において、新たに生じた災害が前の災害と発生の年を異にするときは、国が行う補助の比率についての法第3条第2項及び第3項の規定の適用は、その未着手又は未施行の工事に係る部分の事業費と新たに生じた災害に係る工事に係る部分の事業費とに分けてするものとする。

第17 削除

(補助率増高の申請)

第18 様式を定める告示の2の別紙の注の9の「その他補助率増高の申請に必要な書類を添付すること。」とは、都道府県知事が、令第4条第1項の補助率増高申請書又は令第5条の2第1項の連年災害補助率適用申請書を提出する場合において、当該災害に係る市町村長から補助率増高に係る資料の提出があったときは、これを当該申請書に添付して、農林水産大臣に提出することをいう。

(被害把握困難地域の取扱い)

第19 規則第1条第2項及び省令第1条に規定する「災害による被害状況の把握が著しく困難である」とは、次に示す事由によるものをいう。

(1) 政府が法令等により立入りを禁止する区域内のもの

(2) 災害発生箇所の積雪により、被害状況の把握のための調査を災害発生の年の翌年1月31日までにを行うことが著しく困難なもの

(3) その他特別の事情により、被害状況の把握のための調査を災害発生の年の翌年1月31日までにを行うことが著しく困難なもの

- 2 規則第1条第3項又は省令第1条第2項の規定による承認を受けようとする都道府県知事は、災害発生の年の翌年1月15日までに、被害把握困難地域指定申請書(様式第3)を農林水産大臣に提出しなければならない。

ただし、激甚災害の指定が災害発生の年の翌年1月16日以降となった場合は、激甚災害の指定後速やかに省令第1条第2項の規定に基づく被害把握困難地域指定申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 3 農林水産大臣は、前項の規定により提出された被害把握困難地域指定申請書を審査の上、適当と認めるときはこれを承認し、当該都道府県知事にその旨を通知するものとする。

- 4 都道府県知事は、前項の規定により承認を受けた地域(以下「被害把握困難地域」という。)の被害

状況の調査が可能となったときは、遅滞なく、被害把握困難地域指定解除報告書（様式第4）を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 5 都道府県知事は、被害把握困難地域の指定を解除した地域において実施する災害復旧事業に係る補助率増高申請書又は連年災害補助率適用申請書を前項の規定により提出する被害把握困難地域指定解除報告書に記載する被害状況の調査が可能となった日の属する年の翌年1月31日までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

（しゅん工認定）

第20 地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）は、直接事業が完了したときは、しゅん工認定を行う。

- 2 都道府県知事は、間接事業に係る災害復旧事業が完了したときは、しゅん工認定を行うものとする。

（書類等の整備）

第21 都道府県知事は、直接事業について、次の各号に掲げる書類等を整理しなければならない。ただし、第5号から第9号までの書類等については、工事を請負施行する場合であつて当該工事請負契約書にこれらに相当する書類等を工事を請け負った者が整備する旨定められている場合には、都道府県知事は、当該書類等を整備することを要しない。

- （1）現金出納にする帳簿
- （2）経費の整理に関する帳簿
- （3）負担金又は賦役の徴収を証する帳簿
- （4）出面を証する帳簿
- （5）工事用資材等の検収及び受払いを証する帳簿
- （6）工事日誌
- （7）工事の出来高を証する帳簿
- （8）工事の施行を示す写真
- （9）その他工事の施行を証する書類

- 2 都道府県知事は、間接事業を行う場合に制定する補助金交付規定に、間接事業に係る災害復旧事業を行う者は前項に準ずる書類等を整備しなければならない旨の規定を設けるものとする。

（書類等の経由）

第22 都道府県知事は、法、令、規則、省令又はこの要綱の規定により農林水産大臣に対し書類等を提出するときは、当該都府県を管轄する地方農政局長を経由しなければならない。

（その他）

第23 この要綱に定めるもののほか、農地及び農業用施設災害復旧事業の実施については、農村振興局長が別に定めるところによる。

- 2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第八条第八号に規定される「非常災害のために必要な応急措置として行う工事」に該当するものについては、この限りではない。

様式第 1 第 2 号

災 害 概 要 報 告 書

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿
〔 地方農政局長又は
沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

年 月 日から 月 日までの台風○号（豪雨）により農地及び農業用施設に下記のとおり被害が発生したから農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第 5 第 2 項の規定により報告します。

記

1 災害の概要

注 都道府県内の主要観測所の降雨量（降雨時間、日最大、最大 24 時間量）や、氾濫又は氾濫のおそれのある主要河川の水位等について、簡潔に記載すること。

2 被害の概要

(1) 農地及び農業用施設の被害推定額 (単位：千円)

市町村名	被害推定額	左 の 内 訳				備考
		農 地		農業用施設		
		箇所	金額	箇所	金額	

注 備考欄には、各市町村における調査の進捗状況（被災範囲の○割調査済、調査完了等）を記載すること。

(2) 特記事項

重大な被害の概況（農地及び農業用施設以外の被害、国営、代行又は都道府県営土地改良事業として施行中または施行済の事業、その他 1 箇所の被害が大きいもの、応急対策を実施したもの等）

(3) 写真

3 措置

- (1) 都道府県のとった措置
- (2) 国に対する要望事項

様式第 2

年 災害

災害復旧事業（又は災害復旧事業補助）計画概要書総括表

都道府県名

総 括 表

区 分	災 害 復 旧 事 業							災害関連事業	合 計	摘 要
	農 地			農業用施設		計				
	面積	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	金額	金額	
復旧申請額	ha		千円		千円		千円	千円	千円	

地 区 別 一 覧 表

(1) 農 地

番 号		所 在 地			地域区分	事業主体名	被害額	申 請				摘 要
地区	箇所	郡市	町村	字				工種	緊急順位	数量	金額	
							千円	田畑		ha	千円	
				市町村計								
				合 計								

(2) 農業用施設

番 号		所 在 地			事業主体名	被害額	申 請					摘 要
地区	箇所	郡市	町村	字			工種	緊急順位	受益面積	数量	金額	
						千円	水路		ha	m	千円	
							ため池			箇所		
				市町村計			何々					
				合 計								

- 注 1. 災害関連事業は、数量欄及び金額欄にかっこ書で外数とすること。
2. 再災害の箇所は、摘要欄にその旨を記入すること。
3. 地域区分については、中山間地域（農林統計上用いられる農業地域類型区分のうち中間農業地域及び山間農業地域をいう。）に該当する場合は「○」を入力すること。

様式第 3

被 害 把 握 困 難 地 域 指 定 申 請 書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第 1 条第 3 項（及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第 18 条第 1 項の特別措置適用申請書に関する省令第 1 条第 2 項）の規定に基づき、年 月 日発生 の〇〇災害で被災した下記の市町村を被害状況の把握が著しく困難な地域に指定したく申請する。

- ※ 1 （ ）は、当該災害が激甚災害に指定されている場合に記載する。
- ※ 2 激甚災害の指定が、災害発生年の翌年一月十六日以降となり、省令第 1 条第 2 項の規程による承認を受けようとする場合は、____を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第 18 条第 1 項の特別措置適用申請書に関する省令第 1 条」に置き換える。

記

1 被害状況の把握が困難な理由

〇〇〇

2 被害状況の把握が困難な市町村

郡 市	町 村	指定する区域	被害状況の把握が困難となった時期	被害状況の調査が可能となる時期の見込み	災害査定を実施する時期の見込み	備 考
〇〇市		全域	〇月上旬	翌年〇月中旬	翌年〇月下旬	要綱第 19 第 1 項(2)
〇〇郡	〇〇村	一部	〇月上旬	翌年〇月中旬	翌年〇月下旬	要綱第 19 第 1 項(2)

※ 市町村の一部を指定する場合は、指定する区域としない区域の別が分かる図面等を添付すること。

3 その他説明資料

※ 被害写真等の状況が分かるもの、及び復旧工程表を別紙で添付すること。

様式第 4

被 害 把 握 困 難 地 域 指 定 解 除 報 告 書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

年 月 日発生の〇〇災害により被害状況の把握が著しく困難となった市町村について、その調査が可能となったことから、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第 19 第 4 項の規定に基づき報告する。

記

1 被害状況の調査が可能となった市町村

郡 市	町 村	解除 する 区域	被害状況 の把握が 困難とな った時期	被害状況の調査が 可能となった日	被害報告書 提出時期の 見込み	災害査定を 実施する時 期の見込み	備 考
〇〇市		一部	〇年〇月	〇年〇月〇日	〇月中旬	〇月下旬	要綱第 19 第 1 項(2)
〇〇郡	〇〇村	全域	〇年〇月	〇年〇月〇日	〇月中旬	〇月下旬	要綱第 19 第 1 項(2)

※ 指定を一部解除とする市町村については、解除となる区域と指定を継続する区域の別が分かる図面等を添付すること。

2 指定を継続する市町村

郡 市	町 村	指定 の区域	被害状況の把握が困難とな った時期	被害状況の調査が可能とな る時期の見込み	災害査定を 実施する時 期の見込み	備 考
〇〇市		一部	〇年〇月	〇月中旬	〇月下旬	要綱第 19 第 1 項(2)